

センターの利用料金等の考え方

1. 利用料金等の考え方

下表の考え方に基づき、料金設定の提案を行うこと。

No.	種別	考え方
1	宿泊利用料金	下記 2 「利用者受入業務に係る利用料金の考え方」を参照
2	施設利用料金（研修室等）	
3	設備等利用料金	
4	食事提供業務に係る食事料金	下記 3 「食事料金の考え方」を参照
5	宿泊利用に係るリネン料金	シーツ等の寝具貸出料やクリーニング代の実費相当額
6	体験活動プログラムの実施に必要な物品代等	体験プログラムの実施に必要な物品や講師派遣等に係る経費の実費相当額 ※料金については、現在のサービス内容と料金を目安に設定し、金額・サービスの水準と妥当性について県と協議すること
7	主催事業実施業務に係る参加料金	プログラムの内容により、上記 No. 1～No. 6 により構成
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・総合研修館で冷暖房を利用する場合の費用の実費相当額 ・日帰り利用者がシャワーを利用する場合の実費相当額

※提案金額について、10 円未満の端数があるときにはこれを四捨五入とすること。なお、消費税率については、10%を前提として提案すること。

2. 利用者受入業務に係る利用料金の考え方

利用料金受入業務に係る利用料金は、「三重県立鈴鹿青少年センター条例」で規定している金額の範囲内で、指定管理者が定めることとしているが、本事業における事業者の提案内容に応じて、同条例で規定している金額の一部を改正することも検討したいと考えている。

以下の（１）及び（２）の考え方に基づき、料金設定について提案すること。

（１）宿泊利用料金

学校利用等の宿泊利用料金は、現行の利用料金の水準を維持したいと考えている一方、一般利用の宿泊利用料金は、本事業の目的に鑑み、民間事業者の提案を求めたいと考えている。

提案にあたっては、部屋ごとの料金や、シーズンごとの料金など、具体的な提案を行うこと。なお、一般利用の宿泊利用料金は、上限 15,000 円の範囲内で提案すること。

区分		単位	金額（税込）
学校利用等	県内に住所を有する者	小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者	一人一日につき 520 円以内
		高校生及びこれに準ずる者	一人一日につき 940 円以内
	県外に住所を有する者	小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者	一人一日につき 1,050 円以内
		高校生及びこれに準ずる者	一人一日につき 1,890 円以内
一般利用	—	一人一日につき	※民間事業者の提案による

※学校利用等とは、保育所、幼稚園、小学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特定支援学校及び小学生又は中学生が所属するスポーツ団体、教育目的の活動団体が宿泊室を利用する場合をいう。

※1 日とは、午後 1 時から翌日の午後 1 時までの間とする。

（2）施設利用料金（研修室等）及び設備等利用料金

事業者は、1 時間あたりの施設利用料金（研修室等）、1 日あたりの設備等利用料金を提案すること。なお、提案にあたっては、施設のサービス水準、経費、近隣で類似するサービスを提供する施設の状況等を勘案して、より適切と思われる料金体系を設定することとするが、現在のセンターの利用料金の水準から著しく離れた提案は避けること。

※1 時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満の時は、30 分とする。）当たり、1 時間当たりの金額の 2 分の 1 に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。前号に定める利用時間を超えて、午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合も同様とする。

※宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の施設及び設備等の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

（3）食事提供業務に係る食事料金

①学校利用

学校利用への食事提供は、原則として、現在の内容や価格を踏まえた提案とすること。なお、調達コストの高騰により、提供価格や提供物品等を変更する場合は、事前に県の承諾を得る。

②一般利用

一般利用者への食事の提供価格は、事業者の提案により自由に提案することができる。ただし、センターが公の施設であることに配慮し、周辺の飲食施設に比べ高額な提供価格としないこと。